

島田市・金谷町新市建設計画 島田市・川根町まちづくり計画 の変更について(概要)

1 経緯

「島田市・金谷町新市建設計画（以下、新市建設計画）」は旧島田市、旧金谷町が合併した平成17年5月5日以降の新島田市が目指すべき方向を示す市政運営のマスタープランとして策定しました。

また、「島田市・川根町まちづくり計画（以下、まちづくり計画）」は、島田市と旧川根町が合併した平成20年4月1日以降のまちづくりの計画として、「新市建設計画」を引き継ぎながら所要の事業を追加し、総合的かつ効果的にまちづくりを進めることを明確化しました。

この度、平成30年4月25日に施行された「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」により、合併特例事業債の発行期限が5年再延長することが可能となりました。このことから、島田市・金谷町新市建設計画に位置づけている事業に、平成33年度（2021年度）以降も引き続き合併特例事業債を充当していくことを視野に入れ、島田市・金谷町新市建設計画について計画期間の延長を主とした変更を行うものです。また、新市建設計画の変更に伴い人口見込みや財政計画など、両計画の整合を図ることを目的に、島田市・川根町まちづくり計画を変更します。

2 今回の計画変更の主旨

- ・新市建設計画の計画期間の延長（計画最終年度：平成32年度⇒平成37年度）

3 新市建設計画・まちづくり計画の主な変更点

(1) 計画期間の変更（新市建設計画のみ）

- ・平成17年度～平成32年度 ⇒ 平成17年度～平成37年度

(2) 人口推計や財政計画の修正（新市建設計画・まちづくり計画）

- ・実績値の反映及び社会経済情勢に合わせた推計値の見直し

(3) 社会情勢に合わせた施設名等の修正、両計画の整合性を図る修正（新市建設計画・まちづくり計画）

- ・お茶の郷 ⇒ ふじのくに茶の都ミュージアム など

4 変更手続きの根拠法令

- ①新市建設計画 市町村の合併の特例に関する法律(合併旧法 H17.3.31失効)
- ②まちづくり計画 市町村の合併の特例に関する法律(合併新法 H17.4.1 施行)

5 新市建設計画・まちづくり計画の変更のスケジュール

